



## 控訴審第6回期日報告

前回の口頭弁論(2025.5.13)について報告します。  
日時:2025年5月13日(火)15:00～  
場所:東京高等裁判所第101号法廷

### 新裁判長 東 亜由美裁判長に代わりました

裁判長が代わり、これまでの訴訟進行の状況が変わりました。

まず、準備書面について、期日に余裕を持った提出を、との指示がありました。

続けて弁護側から、責任論と損害論についての陳述を行いました。

### 代理人意見陳述

事件番号 令和4年(ネ)第3396号  
損害賠償請求控訴事件  
控訴人 67名  
被控訴人 国 外1名

令和7年5月13日

東京高等裁判所第24民事部御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 牧野 丘  
弁護士 平原 興  
外

### 第1 はじめに

損害論第4準備書面では、除本教授の「ふるさと喪失」意見書、関教授の「ふるさと損傷・ふるさと疎外」意見書及び郡山市の小児科医、いわき市の保育士らの陳述書を踏まえ、控訴審で提出した一審原告らの陳述書によってその被害の実態を論じています。

### 第2 「じわり型」避難を生じさせた自主的避難等対象区域の実情

#### 1. 「じわり型」避難の存在を論じる意義

自主的避難等対象区域からの避難者について、関教授は「どかん型」避難と「じわり型」避難の2類型を指摘しました。これに対する一審被告東京電力主張書面への反論に先立ち、

「じわり型」避難を論じる意義を述べます。

#### (1) 避難の2類型が避難者数によって捉えた実態を前提にしていること

「どかん型」避難と「じわり型」避難の2類型は、概念上の問題ではなく、本件事故直後よりも、その後期間を経た時期に避難者が増加し、「原発事故から1年以上たった2012年6月に福島県からの避難者がピークに達した」事実を前提としたものです。かかる避難者数の推移をどう表現するかにかかわらず、事故後時間を経て避難者が増加したことは明らかな事実です。

#### (2) 避難の2類型は「回避すべき危機」を示すものであること

この事実に対し、何がそれを引き起こしたか考察することで、本件事故後に自主的避難等対象区域内で異なる二つの「回避すべき危機」の存在が示されます。すなわち、「次々と水素爆発を起こす福島原発事故」という危機と「福島原発事故で放出された放射性物質による汚染」という危機です。特に、事故直後以上に、その後1年以上かけて避難者が増加した事実は、後者の危機が同区域で深刻なものとして存在し、滞在者に重大な負担を与えたことを示しています。

つまり「じわり型」避難は、本件事故後から期間をおいた避難者を多数生む状況が自主的避難等対象区域内に存在したこと、それがどの程度存在したかを実体として捉えることの重要性を示しています。

#### 2. 「じわり型」避難を生じさせた自主的避難等対象区域の状況

##### (1) 関意見書(甲B483)の指摘する「じわり型」避難の背景

関意見書による「じわり型」避難の理由は、①国や県、市町村への不信、A子どもへの被ばくの不安、B子どもや自身の体調の異変、C放射線におびえながら生活する苦痛などです。Cが長期にわたったことも、福島県内各地の除染計画の進捗や、農産物、海産物のモニ

タリングの実施状況等から指摘されています。

これらの指摘は、各陳述書にらし、自主的避難等対象区域の実情を捉えたものと言えます。

## (2) 自主的避難等対象区域内での生活の実情 (甲B483を中心に)

自主的避難等対象区域内の状況に関して、一審原告らのうち、母子のみを避難させ、自身は郡山市内で生活を継続した者（一審原告世帯番号17-1、以下「世帯番号17-1」という。）の陳述書を中心に指摘します。

### (ア) 学校の再開が平穏な生活の再開ではないこと

まず、世帯番号17-1も、自主的避難対象区域内での学校の再開が、平穏な生活の再開ではないことを述べています。

世帯番号17-1の勤務先の学校の再開は、安全性に不安を残し、混乱した中で、「教育を受けさせる義務」から、「しない訳にはいかない」状況だったとしています。実際に多くの制限下での再開です。市内の除染計画に先立って学校の除染はされても、「十分な散水も」せず、「砂埃を立てながら」校内のみの実施で、校舎外には「線量が高い場所が点在する状態」でした。その後徐々に学校活動の制限は緩和されましたが、「生徒や保護者が納得し」た訳ではなく、「牛乳給食」として牛乳が提供されても多くの生徒が飲まなかった事実も指摘されています。

### (イ) 遷延する被ばく回避のための生活とその要因

被ばく回避の生活の苦勞の長期化について、小児科医の陳述書では、震災に関する相談が「本件事故から4年くらい」まで続き、多くの住民が日々の生活や食べ物、飲み物について悩みながら、時間をかけて「折り合い」をつけてきたと述べました。世帯番号17-1もまた、ある程度時間を経た時点でも、水道水からの放射性物質検知のニュースですぐに市内のミネラルウォーターがなくなってしまった経験を語っています。

世帯番号17-1は、こうした状態が続いた要因として、各所のその都度の対応策に限界があること、また、対策が明確な指針なく行われたこ

とを指摘し、勤務先の学校でも市から言われた対策をやるしかなく、それを改善したくとも、対立や反発を避けるために意見を述べることも控えるしかなかったことを述べています。関意見書でも、「生活防衛のための被害の需要が、滞在者の被害の不可視化を促してきた。」と指摘していますが、放射線の影響を低減する取り組み過程でも、被害を公然と語れないために一貫し、徹底した対策が妨げられていました。

### (ウ) 行政からのアナウンスが不安を払拭し得ないものであったこと

こうした状況が「国や県などへの不信」を醸成したことは明らかですが、世帯番号17-1は、それ以上に行政からの説明が不信を増強するものであったことも「甲状腺ガンの患者数の増加」を巡る説明の変遷という、自身が参加した説明会を例に指摘しています。

### (エ) 子どもの被ばくを避けることの困難性

また、子どもの「被ばくりスクのコントロールができない」ことについて、世帯番号17-1は、ばらばらな学校等の対策を前に、結局、その都度「行事に参加するかどうかを決めたり、個人で様々な対策を講じなければならない状態」だったことを親の立場から述べ、また、教師としては、中学生でも屋外活動制限中に「校舎に戻ってくる時、砂だらけになった状態で戻ってきた生徒が教室内で砂を払っている」状況を指摘し、子ども達の行動を抑制する難しさを述べています。

### (オ) 「じわり型」避難を生じさせた自主的避難等対象区域での生活の実情

このような事実は、まさに子らの被ばく回避や生活の負担などを理由に多くの「じわり型」避難を生んだ状況を如実に示しています。

加えて、世帯番号17-1自身、事故後大腸の広汎な炎症が発見され、後に大腸ガンと判明しましたが、その経験から、子らを自主的避難対象区域内で生活させたことを苦悩しながら、また、深刻な抗がん剤の副作用を抱えて世帯分離した

避難を継続してきた苦しみを訴えています。自主的避難対象区域での生活の中、「地域」という文字が「地獄」に見えるとさえ述べた言葉は決して大袈裟なものではありません。

### 第3 「ふるさと疎外」をもたらす人間関係変容の実情

#### 1. 関意見書(甲B483)の示す「ふるさと損傷」・「ふるさと疎外」被害

次に関意見書は、自主的避難等対象区域からの避難や滞在に伴う損害とは別に、同区域内に「放射能汚染下で『ふるさと』が著しく損傷される」被害があったと指摘します。関意見書は、「ふるさと」の3要素を挙げ、それらが未だ回復していないことを具体的なデータなどを挙げて示しました。これらの多くは直接的には自主的避難等対象区域で生活する者らに妥当ですが、さらに関意見書は、避難した者らにも「『ふるさと』の関係性からはじきだされ、疎外される」、「ふるさとからの疎外」の被害が生じたことを指摘しています。

#### 2. 本件事故が引き起こした人間関係の変容

「ふるさと疎外」は、単に避難によって「ふるさと」を離れた物理的な距離で生じたものではありません。背景には、放射性物質による地域の汚染を巡る人間関係の変容が存在し、それによって「はじきだされ」、仮に帰宅しても取り戻せない不可逆的な「疎外」を生じたことを関意見書は指摘しています。

小児科医の陳述書でも、本件事故後4年目頃から人間関係を巡る相談が増えたことや、福島県内で生活に負担があっても言い出せない者も少なくない状況が語られています。こうした自主的避難等対象区域内での複雑な人間関係の変容や、被害を語れない思いが転じた避難した者への批判が、避難者と避難元の者との関係を分断し、「はじきだされた」という状況を生じているのです。

#### 3. 「ふるさと疎外」の実情(甲B483を中心に)

一審原告世帯番号18-1(以下、「世帯番号18-1」という。)の陳述書がその状況を示しています。

世帯番号18-1は、本件事故当時いわき市に居住しており、平成23年3月14日に避難し、現在まで避難を継続しています。

避難当初は子らとともに夫も同行し、姉家族も避難していましたが、平成23年4月に学校や職場が再開すると、夫と姉家族がいわき市に戻り、世帯番号18-1と子らのみが残りました。この際、夫婦、姉妹であっても互いの決断に口を出せない状況のまま別れていった様子が語られています。そうした状態で、母子避難を継続した世帯番号18-1へ、避難所内でも自主的避難であることへの批判が向けられ、避難所での生活を維持できなくなります。そのため世帯番号18-1が必死に子らの生活の場を探している間に避難元の知人と連絡を取る余裕もなく、また、知人らから世帯番号18-1の様子を尋ねる、そんな連絡さえないまま、避難元の者らとの関係は途絶えてしまいます。

世帯番号18-1は、平成23年4月に避難生活の場を確保しましたが、その後、23年11月には避難元に戻った夫と離婚しました。その経緯は原審での陳述書(甲D18-1)等に述べられていますが、避難に関する考えの違いが重要な要因となった結果です。自身といわき市をつなぐ存在を失った世帯番号18-1は、さらに同年末に帰省した際に実家に泊まることもできず、避難元に居場所がなくなったと痛感させられる経験もしています。この頃にはわずかに残っていた避難者同士の連絡さえ途絶えました。世帯番号18-1がいわき市内で育んだ人間関係は、未だ除染計画も開始されない頃にはほとんどが失われてしまったのです。それが容易に回復できないことは、その後、いわき市に残った保護者らと連絡した際、互いの近況を語り合うどころか、そうした話題を避ける会話しかできなかった経験が示しています。

世帯番号18-1は、まさに「ふるさと」から「はじきだされた」というほかありません。

さらに、世帯番号18-1は、避難元の人間関係喪失のみならず、自主的避難等対象区域からの避難に対する無理解や批判の言葉によって、新たな人間関係の構築すら妨げられていました。避難の話をする、「避難指示がなかったのに避難しているの?」などと言われる経験を繰り返し、心身を損なって仕事もできなくなりましたが、それさえ「近隣の人たちから、避難者だからお金をもらって暮らしている」と言われ、ついには外出もできなくなりました。

世帯番号18-1がそうした状態から回復し始めたのは平成27年であり、更に10年現住所地での生活を続け、現在は、「私たちはこのままの生活を続けていくしかない」と述べています。しかしそれは長い時間を避難先の埼玉で過ごした子らの人間関係を壊すことができないためであり、世帯番号18-1の思いは、「いわき市の豊富な自然の中で、夫はもちろん親戚とも親しく行き来し、子どもたちの幼い頃からの友達、私に取っても信頼できる友人達に囲まれ、伸び伸びと育つことができた」、本件事故がなければ得られたはずの暮らしにあります。それは今も取り戻すことができないままなのです。

#### 第4 「ふるさと喪失」ないし「ふるさと疎外」がもたらす被害の深刻さ

##### 1. 見過ごされてきた「ふるさと疎外」と矮小化された「ふるさと喪失」被害

関意見書は、「ふるさと損傷・疎外」が、司法の場で十分に明らかにされてこなかったとし、避難指示等区域の「ふるさと剥奪」被害同様に改めて評価する必要があると指摘します。これは避難指示等区域での「ふるさと喪失」被害が十分に評価されてきたということではありません。

そこで改めて「ふるさと喪失」損害についても、除本意見書を踏まえながら、新たに提出した陳述書によってその実情を示します。

##### 2. 除本意見書(甲B470)が指摘する「ふるさと喪失」損害

前提として「ふるさと喪失」の詳述は避けませんが、

「ふるさと喪失」損害の特徴を把握することが重要です。

「ふるさとの喪失」は、避難元の地域にあった生産・生活の諸条件を失ったことを意味するものであり、多様な条件を包括的に奪ったことにより、「住民の『包括的生活利益としての平穏生活権(包括的平穏生活権)』に対する侵害」が生じています。この法的利益には、住民がコミュニティの構成員となることで享受できる「地域生活利益」として「@生活費代替機能、A相互扶助・共助・福祉機能、B行政代替・補完機能、C人格発展機能、D環境保全・自然維持機能」などが含まれます。

そして諸要素が、「単体ではなく、複合的に組み合わせり一体となって機能している」ため、諸要素の一部が補われても「諸要素の一体性」の丸ごとの回復が困難な点が「ふるさと喪失」損害の特徴です。また、その回復困難な、個々の要素を持つ、あるいは、個々の要素の組み合わせで生まれる「ふくらみ」の被害の重大性は、山木屋地区自死事件の判例などにも指摘されています。

#### 3. 「ふるさと喪失」損害の実情(甲B486を中心に)

今回提出した帰還困難区域からの避難者、一審原告世帯番号27-2(以下、「世帯番号27-2」という。)の陳述書が示すのは、避難先での生活の確立後に残る被害、「ふるさと」の諸要素が複合的に機能することで生まれる「ふくらみ」とこれによる多様な地域生活利益が奪われ、回復されない実情です。

##### (1) 浪江町及び双葉町での人間関係と生活

世帯番号27-2は浪江町で生まれ、避難前の人生の大半を浪江町と双葉町で過ごしました。双葉町への転居後は、実家には頼らない生活でしたが、世帯番号27-2が孤立することは全くありませんでした。職場を通じて知り合った農家の男性が親代わりになって、日々の農作物を惜しげもなく提供してくれていました。夫との婚姻後も親族同然の交際が続き、旅行をしたり、年

越しの行事も男性の一家と過ごしていました。世帯番号27-2が避難前の仕事もこの男性のついでで得たものです。また、小学校からの親友は、世帯番号27-2が双葉町に移っても姉妹同然の付き合いで、親友の子育てを世帯番号27-2が寝泊まりしながら助ける時期さえありました。その親友の母も世帯番号27-2を娘のように気にかけていました。

こうした関係は、人間関係の濃密な地域性や農業を中心とした浪江町や双葉町で生まれ育ったからこそ得られたものです。世帯番号27-2がもらったタケノコを毎日電話してくる友人へ持って行き、友人が調理して一緒に食べるエピソードもまさに豊富な自然が生み出す人間関係を示しています。

このように避難前の世帯番号27-2の生活は、慣れ親しんだ地域で、親戚や姉妹同然の者らに囲まれた豊かなものでした。買い物や病院の受診さえ、一人で行くこともほとんどなく、友人らとの交流の楽しみを伴うものでした。仕事の負担も少なく、顧客や職場の者らとの楽しい時間であったのです。世帯番号27-2は多くの資産を持っていた訳ではありませんが、周囲の多くの人たちのおかげで老後の不安なども全くありませんでした。

## (2) 強制避難による生活全般の剥奪と人間関係の喪失

こうした生活は本件事故によってすべて奪われました。仕事や家財だけでなく、一世帯番号27-2が育んできた人間関係も避難指示によって多くが失われました。わずかに残った親友との関係さえ、避難による距離と避難生活の長期化の中で徐々に途絶えました。これを補える新たな関係構築が困難なことは世帯番号18-1と同様です。避難後の知人とは、それぞれの避難生活のあり方が溝を生み、関係を長く続けることもできません。さらに避難指示を受けた世帯番号27-2らにも、補償を受けて楽な暮らしをしているとばかりの言葉がぶつけられ、新たな人間関係構築を困難にしてきました。

## (3) 現在の状況

世帯番号27-2らは、平成29年9月によく現住所地で確保し、以来8年になろうとしています。そうした中で一応の暮らしはできるようになっていますが、それは「生活を維持していく」ものでしかありません。生活に必要な物は手に入れられても、あちこち訪れて買い物自体を楽しむこともできず、何よりどこに行くにも一緒だった友人らはいません。毎日係ってきた電話もなく、夫以外とは何週間も言葉を交わさないこともまれではありません。そんな中、夫に何かあれば一人取り残される不安が世帯番号27-2を苛んでいます。「孤立」の懸念などまるでなかった避難前では考えられないことです。それを目の前に突きつけられ、世帯番号27-2は、今の生活を続けていく不安と、帰還しても以前の暮らしを取り戻せない現実の間で堂々巡りする状態に今も苦しんでいます。

## 4. 「ふるさと喪失」の実情

世帯番号27-2が失ったもの、避難前の生活と避難後の生活を比較すれば、「ふるさと喪失」被害の実態が浮き彫りになります。親代わりの農家からもたらされた「生活費代替機能」、負担の少ない職場や老後の支えになる人間関係による「相互扶助・共助・福祉機能」、日々の生活を通じた「人格発展機能」などが失われたのは明らかです。これが「ふるさと喪失」損害の一面であり単なる心情の問題ではありません。こうした被害に対し、中間指針第4次追補などでようやく示された賠償は、個人の人生そのものを奪ったのにも等しい、「ふるさと喪失」被害に対して相当なものとは言えません。

## 第5 最後に

「ふるさと喪失」などの損害は、実際に生じた被害の訴えが訴訟等を通じて幾度も積み重ねられた結果ようやく捉えられてきました。本訴においても、「ふるさと損傷・疎外」を含め、改めて一審原告らに生じた被害の実態に真摯に目を向け、その正当な評価を行うことを強く求めます。

## 報告集会

湯澤 安治

日時:2025年5月13日(火)17:00～

場所:衆院議員会館

### 吉廣慶子弁護士から

本日裁判後に開催された進行協議の内容。

新裁判長が

- ①「これまでの準備書面を全部データにまとめて提出して」
- ②「それぞれの主張を整理してプレゼンしてほしい」
- ③「進行協議に参加する人は国、東電、原告から各3名」
- ④次回は2025年7月9日(水) 11:00～。進行協議(非公開)。
- ⑤また公開口頭弁論が再開したら皆様にお知らせする。

### 平原興弁護士から

- ・ いかにか裁判所にプレゼンしていくか。
- ・ プレゼンは非公開の進行協議?
- ・ 誰に対して?あらためて争点整理。

### 参加者から

データをまとめて、と言っているが、すでに提出済みの紙の書類ではだめ?原告は進行協議に参加できない?

### 弁護士から

原告は、

- ①原発事故→緊急避難→命の危機。
- ②その後生活の危機。これは事故からの避難。

今日現在も続いている「避難生活」中である。『苦しみがあるということはどう評価するか』。終っていない。やはり。制限がある生活がずっと続いている。

### 原告から

客観的証拠。私たちの苦しみの客観的証拠。あれから15年へて。辻内琢也教授はNHKと協力して『フクシマ型PTSD』調査、分析。これは客観的証拠だ。(※ [意見書]「フクシマ型PTSD」“今やらねばならぬこと”著者:辻内琢也、発行:三和書籍2024.8.14)

以上 報告いたします。

## 2026年度活動方針と支援のお願い

会員の皆様の長期間にわたるご支援に心より感謝申し上げます。

1審の審理は7年半に及び、原告の皆さんの被害や苦しみ、哀しみ、怒りの言葉を支援する皆様と共に聞いてきました。

これに対する国の責任逃れに終始する対応、東京電力の代理人が、賠償額を減らそうと、自らの事故による被害者に対してぶつける非難の言葉を信じられない思いで聞きました。

このようなことが許されるはずはありません。原発事故は決して忘れてはならない、甚大で理不尽な被害を及ぼしました。この被害は事故の責任者が償わなければならないものです。

最高裁判決もまた、信じられない国の責任逃れを稚拙に追認するものでした。この誤った判断を覆すために、闘う原告の皆さんと弁護団と共に、私たちも闘い続けたいと心から思います。

舞台は高裁に移りました。高裁は第1回期日での原告陳述の哀しみと怒りとこの裁判にかける思いのこもった力強い言葉で始まりました。そして、これからも続いていきます。

この裁判へのご支援を引き続きお願いします!

## 2026年度活動方針

- 1) 原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまで共に歩んでいきます。
- 2) 裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
- 3) 原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
- 4) 裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱい!!
- 5) 会員を拡大しカンパを募ります。

**支援する会の年会費は一口 1,000円です。**

## 福島訴訟の経緯と活動報告2024年7月～2025年6月 (2025.6.30現在)

2024/7/20	がんばる会
2024/9/14	がんばる会
9月19日	原発さいたま訴訟第4回期日・報告集会
2024/11/9	がんばる会
2024/12/17	福彩支援ニュース第43号印刷・発行
2025/1/11	がんばる会
2025/1/17	原発さいたま訴訟第5回期日
2025/2/22	がんばる会
2025/2/22	がんばる会
2025/4/14	福彩支援ニュース第44号印刷・発行
2025/6/8	がんばる会
2025/6/15	ヒューマンチェーン (最高裁前集会)

## 福島原発さいたま訴訟を支援する会会員

(2024.7.1現在 190名)

都道府県・埼玉県市町村	会員数
東京都	22名
神奈川県	4名
千葉県・群馬県・長崎県	各2名
大阪府・京都府・福島県	各1名
埼玉県	158名
さいたま市	60名
所沢市	29名
久喜市	9名
川越市	8名
三郷市	7名
新座市	5名
上尾市・加須市	各4名
越谷市・秩父市・川口市	各3名
春日部市・本庄市・戸田市	各2名
草加市・吉川市・飯能市・入間市・熊谷市 狭山市・日高市・和光市・志木市・ふじみ野 市・蕨市・北本市・伊奈町・三芳町・寄居町・ 長瀬町皆野町	各1名

## 福島原発さいたま訴訟を支援する会 2024年度決算報告

収入 (2024.7.01～2025.6.30)

項目	金額	前年度収入
前年度繰越	320,360	313,223
会費・カンパ	220,000	272,825
その他(預金利子)	95	0
合計	540,455	586,048

## 支出

項目	金額	前年度支出
ニュース発行	67,792	108,142
(第42・43・44号)		
報告集会(会場費)	0	88,402
通信費	79,913	47,476
事業費	47,476	0
渉外費	5,000	5,110
がんばる会	7,180	16,558
その他 (用紙・印刷代 幟)	8,811	0
合計	216,172	265,688

540,455 - 216,172 = 324,283は2025年度へ繰越します。

上記の通り報告いたします。

2025年11月3日 代表：北浦恵美  
会計：内田ちか・森 斌

## 福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2020/5/31現在)

梓澤 和幸	弁護士、NPJ代表	小林 実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
安藤 聡彦	埼玉大学教授	篠永 宣孝	大東文化大学教授
石川 逸子	詩人、作家	菅井 益郎	国学院大学教授
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表	須永 和博	獨協大学外国語学部
磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授	高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
井戸川克隆	前双葉町長	田中 司	立教小学校元校長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長	暉峻 淑子	埼玉大学名誉教授
菊一 敦子	環境・消費者運動	三浦 衛	図書出版・春風社代表
久野 勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授	水島 宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
小島 力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人	山田 昭次	立教大学名誉教授(日本近代史)
後藤 正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長	渡邊 泉	東京農工大学准教授

## 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号：00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先 (email or お電話番号) を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、**ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で**、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名：ゆうちょ銀行 / 金融機関コード：9900 / 店名：〇一九店(ゼロイチキュウテン) / 店番：019 / 預金種目：当座 / 口座番号：0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称「福彩支援」) ▶ ウェブサイト：<http://fukusaishien.com/>

\* 北浦恵美 メール / [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) 電話 / 04-2943-7578 ファックス / 04-2943-7582